

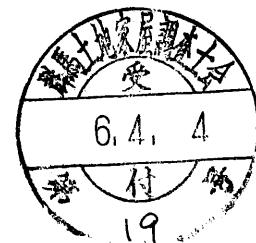
日調連発第7号  
令和6年4月4日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。



法務省民二第554号  
令和6年4月1日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）  
民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）及び不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第7号）の施行等に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本日から施行することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正	後	改 正	前
<p>(帳簿等の様式)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる帳簿等の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(8) 略]</p> <p><u>(8の2) 申出立事件簿 別記第21号の2様式</u></p> <p><u>(8の3) 申出立件事務日記帳 別記第26号様式</u></p> <p>[(9)～(16) 略]</p> <p>(17) 次に掲げる帳簿の表紙 別記第29号様式 [ア～キ 略]</p> <p><u>ク 申出立件関係書類つづり込み帳</u></p> <p><u>ケ 申出立件事務日記帳</u></p> <p><u>コ 代替措置等申出書写しつづり込み帳</u></p> <p><u>サ～ヌ</u> [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(つづり込みの方法)</p> <p>第22条 規則第18条第8号から<u>第11号まで、第12号の2から第12号の5まで及び第25号から第34号まで</u>に掲げる帳簿は、1年ごとに別冊とする。ただし、1年ごとに1冊とすることが困難な場合には、分冊して差し支えない。</p>		<p>(帳簿等の様式)</p> <p>第18条 次の各号に掲げる帳簿等の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(8) 同左]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[(9)～(16) 同左]</p> <p>(17) 次に掲げる帳簿の表紙 別記第29号様式 [ア～キ 同左]</p> <p>[クを加える。]</p> <p>[ケを加える。]</p> <p>[コを加える。]</p> <p><u>ク～上</u> [同左]</p> <p>(18) [同左]</p> <p>(つづり込みの方法)</p> <p>第22条 規則第18条第8号から<u>第11号まで及び第25号から第34号まで</u>に掲げる帳簿は、1年ごとに別冊とする。ただし、1年ごとに1冊とすることが困難な場合には、分冊して差し支えない。</p>	

2 [略]

(帳簿等の廃棄)

第23条 登記官は、次に掲げる帳簿等について規則第29条の認可を受けようとするときは、別記第31号様式による認可申請書を提出しなければならない。

[(1)～(11) 略]

(11の2) 申出立件事件簿

(11の3) 申出立件事件関係書類つづり込み帳

(11の4) 代替措置等申出書写しつづり込み帳

[(12)～(15) 略]

(日記番号等の記載)

第27条 申出立件事務日記帳又は登記事務日記帳に記載した書面には、申出立件事務日記帳又は登記事務日記帳に記載した年月日及び日記番号を記載するものとする。

(前の住所地への通知方法等)

第48条 [略]

2 [略]

3 登記義務者の住所について法第119条第6項の申出がされている場合には、前の住所地への通知は、日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法により書面を送付して

2 [同左]

(帳簿等の廃棄)

第23条 登記官は、次に掲げる帳簿等について規則第29条の認可を受けようとするときは、別記第31号様式による認可申請書を提出しなければならない。

[(1)～(11) 同左]

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

[(12)～(15) 同左]

(日記番号等の記載)

第27条 登記事務日記帳に記載した書面には、登記事務日記帳に記載した年月日及び日記番号を記載するものとする。

(前の住所地への通知方法等)

第48条 [同左]

2 [同左]

[項を加える。]

しなければならない。

4 [略]

(通知書の様式)

第118条 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。

[(1)～(16) 略]

(17) 地方税法第382条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の通知であって、次に掲げるもの

[ア～ウ 略]

エ 地方税法第382条第2項（同項第2号及び第3号に係る部分に限る。）において準用する同条第1項の規定による通知 別記第85号の2様式又はこれに準ずる様式

(市町村長に対する通知)

第120条 第118条第17号に掲げる通知は、通知に係る建物が2以上の市町村にまたがって存在する場合には、各市町村の長にしなければならない。

別記第21号の2（第18条第8号の2関係）

申出立件事件簿		令和何年何月何日作成
【第何号】	何月何日受付	
【第何号】	何月何日受付	
【第何号】	何月何日受付	

3 [同左]

(通知書の様式)

第118条 次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める様式による通知書によりするものとする。

[(1)～(16) 同左]

(17) 地方税法第382条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の通知であって、次に掲げるもの

[ア～ウ 同左]

[エを加える。]

(市町村長に対する通知)

第120条 第118条第15号に掲げる通知は、通知に係る建物が2以上の市町村にまたがって存在する場合には、各市町村の長にしなければならない。

[様式を加える。]

別記第26号（第18条第8号の3、第14号関係）  
[略]

別記第85号の2（第118条第17号エ関係）

代替措置開始等通知

通知元登記所		申出年月日	立件番号
氏名			
住所			
公示用住所			
対象物件			
番号	不動産番号	物件	更新内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

通知先

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第26号（第18条第14号関係）  
[同左]

[様式を加える。]